

第4次野田市男女共同参画計画

《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

野 田 市

第4次野田市男女共同参画計画の策定に当たって

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別によらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指すこととなりました。しかし、近年の少子高齢化や生産年齢人口の減少により労働力不足が深刻となる中、女性の活躍は不可欠であり、女性が働きやすい環境の整備が急務とされています。

このため、国は平成27年に「女性活躍推進法」を施行し、あらゆる分野における女性の活躍や参画の拡大を図っております。

野田市では、長期的なまちづくりの方向を示す指針として、平成28年3月に策定しました「野田市総合計画」において、「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を基本方針に掲げるとともに、「第3次野田市男女共同参画計画」を女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と位置付け、女性の活躍に向けた施策を推進しています。

今回策定した「第4次野田市男女共同参画計画」では、女性の活躍に向け、より実効性のある計画とするため、社会情勢や新たな課題に対応する43施策を女性活躍推進法に基づく施策と位置付けるとともに、35の指標において成果目標を設定いたしました。また、児童虐待の再発防止対策を包含し、女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶を目指した計画としております。

本計画の基本理念である「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」の実現には、国や県、事業者等の関係団体と連携し、各施策の推進に取り組むことが不可欠ですが、市民の皆様方のご理解が重要であることから、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

終わりに、本行動計画の策定に当たり、ご審議、ご答申をいただきました「野田市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートの協力や貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆様方に心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

野田市長 鈴木 有

目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進	3
5 計画策定の背景	4
第2章 野田市の現状と課題	
1 男女共同参画に係る野田市の現状と課題	13
2 第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証	21
第3章 基本的考え方	
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	23
第4章 計画の内容	
1 施策の体系	33
2 施策の内容	35
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	35
基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	47
基本目標Ⅲ 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の 拡充	62
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	68
基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり	86
第5章 女性活躍推進法に基づく施策	97
第6章 計画の成果目標	101

付属資料

用語解説

野田市男女共同参画審議会委員名簿

野田市男女共同参画審議会条例

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律